平成２５年（再イ）第２９号
香川県高松市岡本町1557番地96
再生債務者　渡邊　　智
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月２日まで
平成26年４月４日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第２７号
青森県八戸市桜ケ丘４丁目19番２号
再生債務者　高坂大一郎
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月７日まで
平成26年４月２日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２８号
青森県八戸市桜ケ丘４丁目19番２号
再生債務者　高坂　美季
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月７日まで
平成26年４月２日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第３号
千葉県野田市木間ケ瀬3863番地３
再生債務者　安藤　和昭
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１３号
埼玉県加須市下樋遣川5610番地２
再生債務者　小林　　聡
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月25日まで
平成26年４月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第１５号
京都市東山区高台寺南門通下河原東入桝屋町356番地１　リゾ一ト八坂３Ａ
再生債務者　住吉　　淳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年５月７日まで
平成26年４月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第８号
大阪府泉南郡熊取町朝代東２丁目５番31号
再生債務者　三木　　薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月３日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ３―33号
市営住宅
再生債務者　下坪　和人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月４日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目３番14号
再生債務者　五十嵐修治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月４日
横浜地方裁判所第３民事部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 26 年３月 31 日
文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　下村　博文

第18条第１号中「１件」の次に「（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）」を加える。

第32条第１項の表中「$\frac{5.42}{1000}$」を「$\frac{5.73}{1000}$」に、「$\frac{37.03}{1000}$」を「$\frac{37.33}{1000}$」に、「$\frac{41.87}{1000}$」を「$\frac{41.57}{1000}$」に、「$\frac{10.84}{1000}$」を「$\frac{11.46}{1000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.42}{1000}$」を「$\frac{5.73}{1000}$」に、「$\frac{41.87}{1000}$」を「$\frac{41.57}{1000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{37.03}{1000}$」を「$\frac{37.33}{1000}$」に、「$\frac{41.87}{1000}$」を「$\frac{41.57}{1000}$」に改める。

附則第７条第１項第１号中「１件」の次に「（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）」を加える。

附　則

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
2　変更後の第18条第１項第１号及び附則第７条第１項第１号の規定は、平成26年４月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
3　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年六月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十六年三月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月十四日
掲載頁　五十七頁（号外第五十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月十四日
掲載頁　五十七頁（号外第五十三号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月十四日
掲載頁　五十七頁（号外第五十三号）

平成二十六年四月十四日
千葉市稲毛区稲毛東三丁目六番一五号
（甲）メッセ・セキュリティ株式会社
代表取締役　加藤　智行
千葉市花見川区幕張本郷一丁目三番五号
（乙）株式会社くッツ千葉
代表取締役　髙木　和也
東京都墨田区錦糸一丁目九番五号
（丙）株式会社くッツ
代表取締役　髙木　和也